

成田市介護職員初任者研修受講料等補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、介護職員初任者研修を修了し、かつ、介護サービス事業所に就業する者に対し、当該介護職員初任者研修の受講に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内における介護職員の雇用を確保し、もって介護サービスの安定した提供に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修をいう。

(2) 介護サービス事業所 介護サービス事業者が事業を行う事業所又は運営する介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。次号において同じ。）であつて、市内に所在するものをいう。

(3) 介護サービス事業者 次のいずれかに該当する事業を行い、又は介護保険施設を運営する者をいう。

ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を除く。）

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を除く。）

エ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業  
(補助対象者)

第3条 介護職員初任者研修受講料等補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第5条第1項本文の規定により申請する日（以下「申請日」という。）において介護職員初任者研修を修了しており、かつ、当該介護職員初任者

研修を修了した日（以下「修了日」という。）が申請日の属する年度の前年度の4月1日以後である者

(2) 介護職員として、介護サービス事業所に修了日以後3月以上継続して就業し、かつ、申請日において就業している者

(3) 就業先である介護サービス事業者から直接雇用されている者

(4) 市税を滞納していない者

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）の合計額（介護員養成研修事業者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。）又は就業先である介護サービス事業者から当該受講料等について助成を受ける経費又は受けた経費がある場合は、受講料等の合計額から当該助成に係る額を控除した額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金は、国、地方公共団体その他これらに準ずる者による同様の補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を既に受けた受講料等にあつては、交付しない。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、介護職員初任者研修受講料等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第5号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 受講料等を支払ったことを証する書類

(2) 介護員養成研修事業者又は就業先である介護サービス事業者の助成制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類

(3) 介護職員初任者研修に係る修了証明書の写し

(4) 介護サービス事業者が発行する就業証明書（別記第2号様式）

(5) 市税の納付状況を確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があつたものとみなす。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、介護職員初任者研修受講料等補助金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護職員初任者研修受講料等補助金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[別記様式 略]